

政令第二百三十六号

大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年八月二十日とする。

理 由

大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。